

令和 8 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 55 号議案～第 74 号議案

令和 8 年 8 月 31 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 55 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
第 56 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 57 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 58 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 59 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 60 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 61 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 62 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 63 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 64 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 65 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 66 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 67 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 68 号 議 案	舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例制定について	13

第 69 号 議 案	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
第 70 号 議 案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	15
第 71 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	20
第 72 号 議 案	舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	28
第 73 号 議 案	工事請負契約について(リサイクルプラザ施設長寿命化工事)	30
第 74 号 議 案	財産の取得について(高規格救急自動車)	32

第 59 号議案

令和 7 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 60 号議案

令和 7 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

- 第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
- 7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 61 号議案

令和 7 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 62 号議案

令和 7 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 63 号議案

令和 7 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 64 号議案

令和 7 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 65 号議案

令和 7 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 66 号議案

令和 7 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 67 号議案

令和 7 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 68 号議案

舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例(平成 5 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 69 号議案

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 70 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「事項」の右に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業(以
下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満 3 歳以上限
定小規模保育事業者」という。)にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を
加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限
定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。)」に改め、同条第 7
項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の右に「又は満 3 歳以上限定小規模保育
事業を行う事業所」を、「行う施設」の右に「又は事業所」を加える。

第 14 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21
条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教
育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令
和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この
条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児

を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の右に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受ける

ことができる体制を確保しなければならない。

第 32 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 33 条中「と、同条第 4 号中「次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 33 条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

第 45 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を

受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 49 条中「第 49 条において準用する第 4 号」を「第 4 号」に、「と、同条第 4 号中「次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 49 条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等(」を「家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」に改める。

附則第 10 項中「保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者」を「保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に、「第 30 条第 3 項」を「第 30 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「第 45 条第 3 項」を「第 45 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。)」を「前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、

第 14 条の改正規定は令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

関係府令の改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員に関する基準を追加するとともに、児童対象性暴力等の防止のため、家庭的保育事業者等に対し、業務従事者に係る性犯罪の事実確認等を義務付ける等所要の改正を行いたいので提案する。

第 71 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条・」を「第 51 条―」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の右に「(第4項において「選考方法」という。)」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「に規定する場合においては、」を「の」に、「これらの項」を「選考方法又は前項」に改め、「当該」を削る。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教

育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校

就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」に、「この章」を「この章(第 43 条第 1 項を除く。)」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項に規定する場合においては、」を「前 2 項の」に、「同項」を「これらの項」に改め、「当該」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。)により特定地域型保育(満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項及び第 12 項において同じ。)」に、「小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第 6 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 7 項各号列記以外の部分中「であって」を「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、「行う施設」の右に「又は事業所」を加え、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 8 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満

3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改める。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条中「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「と読み替える」を「と、第 25 条中「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号」と読み替える」に改める。

第 51 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第 1 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「いう。次条第 3 項」を「いう。次条第 3 項及び第 52 条第 3 項」に、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び第 40 条第 2 項」に、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 52 条第 3 項」に、「以下この章」を「以下この章(第 43 条第 1 項を除く。)」に、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利

用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。))に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。))」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。))」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第2項

中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「前条第 1 項」を「第 51 条第 1 項」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」を「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

関係府令の改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 72 号議案

舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について

舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年
条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法
第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び
民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法
律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以
下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用
乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務
に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼
児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪
事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止のため、乳児等通園支援事業者に対し、業務従事者に係る性犯罪の事実確認等を義務付けたいので提案する。

第 73 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

リサイクルプラザ施設長寿命化工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

1,958,000,000 円

4 契約の相手方

大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

カナデビア株式会社

取締役社長 桑原 道

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

リサイクルプラザ施設長寿命化工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工
事又は製造の請負とする。

第 74 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 取得する財産(動産)

高規格救急自動車 1 台

2 取得の方法

指名競争入札

3 取得価格

32,230,000 円

4 取得の目的

車両の老朽化に伴う更新のため

5 取得の相手方

綾部市本町 7 丁目 67 番地の 2

大槻ポンプ工業株式会社

代表取締役 大槻 浩平

提案理由

車両の老朽化に伴う更新のため、高規格救急自動車を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。